

審第4520号-1
答申第372号
令和7年12月12日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年1月26日付け〇〇児第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第339号

令和5年12月9日付けで審査請求人から提起された、令和5年11月20日付け〇〇児第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮詢第339号

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年11月20日付け〇〇児第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

（1）実施機関が本件決定で特定した保有個人情報以外に、児童福祉司意見及び画像データに記録された審査請求人の子の個人情報について、開示請求の対象となる保有個人情報として特定し、別途、開示決定等を行うべきである。

また、経過記録のうち本件決定で開示請求の対象外とした部分に記録された情報について、開示請求の対象となる保有個人情報として特定し、別途、開示決定等を行うべきである。

（2）実施機関が行ったその他の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

（1）審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、令和5年9月22日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第2項の規定により、「〇〇児童相談所の保有する〇〇に関する記録の全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）実施機関は、本件開示請求に対し、法第83条第2項の規定により、令和5年10月16日付け〇〇児第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。

（3）実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる36件の行政文書（以下「本件文書」といい、それぞれの行政文書を別表の審議会による名称によって特定する。）に記録された保有個人情報を特定し、本件文書1から35までについてはその一部を不開示とし、本件文書36についてはその全部を開示とする本件決定を行った。

（4）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年12月9日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（5）実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年1月26日付け〇〇児第〇〇号で審議会に諮詢した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件決定の取り消しを求める。

(2) 本件審査請求の理由

請求者が未成年であり法定代理人を介した請求により不開示の決定がなされたのであれば未成年者本人による手続き再開を要求する。

また、関係機関秘匿を理由とする内容においては、○○氏が○○にて自ら通告内容を本件請求者に明示し○○したのであるから秘匿の意義はない。寧ろ、○○の虐待通告や通告に至るまでの記録が事実と異なるため、通告者（相談者）及び○○本人、○○が疑義を抱き、本件請求に至ったのである。また、保護開始直後に至近距離から許可なく撮影された「○○の顔面正面」と「真横」の写真データの開示も要求する。

また、他機関から受理した通告内容を精査せずに保護継続したのであれば、誤認に基づく判断を積み重ねた事になり、非開示の真意が明らかに不当である。

率直な意見と称す主觀を「ジェノグラム」をはじめとする公的記録に記載する事自体理解に苦しむが、誤記録開示による職員不利益より、誤認により児童が被る不利益の方が遙かに大きいのであるから非開示取り消しを要求する。（※「ジェノグラム」は家系図に他ならず、本人に開示できない理由がない。）更に○○年に○○職員が○○から得た情報の発信元は請求者に他ならず、内容秘匿の妥当性がない。その後○○職員が○○児相に情報提供する前に本件請求者に確認を取ろうとした客観的事実もなく、誤情報を正す機会さえ奪われるのは不当である。第三者立ち合いの元、事実確認をし記録の訂正または削除を要求する。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 保有個人情報の特定

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、
本件決定を行った。

(イ) 行政文書の内容

- a 本件文書1は、相談の受付内容をまとめた帳票である。
 - b 本件文書2は、虐待相談及び通告の受付内容をまとめた帳票である。
 - c 本件文書3は、子ども虐待対応における初期のアセスメントを見やすく簡略化した調査報告票である。
 - d 本件文書4から9までは、児童相談所が子どもや家庭を支援するための資料であり、相談を受け付けた子どもごとに作成するものである。
 - e 本件文書10は、家族員の家系図である。
 - f 本件文書11から15までは、家族全体に関する情報に基づいて、虐待のリスクを評価する指標である。
 - g 本件文書16から21までは、子どもの一時保護の必要性を客観的に判断するための指標である。
 - h 本件文書22は、施設入所（一時保護・里親委託）中の子どもが家庭復帰を検討するための指標である。
 - i 本件文書23から27までは、所内で開催した援助方針を検討する会議の会議録である。
 - j 本件文書28から33までは、担当者が援助方針を決定する会議を行うために必要な情報をまとめたものである。
 - k 本件文書34は、子ども・親権者等・関係機関に対する指導その他の経過及び結末を記録したものである。
 - l 本件文書35は、一時保護所内での子どもの様子を記録したものである。
 - m 本件文書36は、子ども・親権者等との面談時に作成された資料である。
- イ 処分の理由（不開示部分及びその理由について）
- (ア) 本件文書1について
- 本件文書1中、通告者が記載された部分・主訴が記載された部分・経路詳細が記載された部分については、関係機関の名称や同機関とのやりとり、同機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。
- (イ) 本件文書2について
- 本件文書2中、通告形態が記載された部分・虐待の状況、内容が記

載された部分・通告者、通告機関等が記載された部分・追加情報が記載された部分については、関係機関の名称や同機関とのやりとり、同機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、関わりのある機関が記載された部分については、当所で行った調査等の調査先が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、決定が記載された部分の一部については、所内の判断内容が記載されており、開示することにより判断基準が公になるなど、適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、調査事項／方法が記載された部分については、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になるなど、適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(ウ) 本件文書3について

本件文書3中、虐待内容が記載された部分・調査対象が記載された部分については、関係機関とのやりとりが記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、調査結果及び意見が記載された部分の一部については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するもの

である。

また、同文書中、会議結果が記載された部分については、児童相談所による調査手法が記載されており、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(エ) 本件文書4から9までについて

本件文書4から9まで中、主訴が記載された部分・統計分類のうち、経路が記載された部分については、関係機関の名称や同機関とのやりとり、同機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(オ) 本件文書10について

本件文書10中、本児の記載部分の一部については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(カ) 本件文書11から15までについて

本件文書11から15まで中、チェック項目が記載された部分については、所内の判断内容が記載されており、開示することにより判断基準が公になるなど、適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(キ) 本件文書16から21までについて

本件文書16から21まで中、チェック項目及びフロー図が記載された部分については、所内の判断内容が記載されており、開示することにより判断基準が公になるなど、適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(ク) 本件文書22について

本件文書22中、虐待内容が記載されている部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないこと

を前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することでは関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、親の意識、親のタイプ、チェック項目が記載されている部分については、所内の判断内容が記載されており、開示することにより判断基準が公になるなど、適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(ケ) 本件文書23から27までについて

本件文書23から27まで中、各種アセスメントの結果、会議の結論、結論に至った理由、留意点、会議結果、次回個別支援会議、次回報告日が記載された部分については、児童相談所による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(コ) 本件文書28について

本件文書28中、状態像が記載された部分の一部については、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求にかかる情報であつて、開示すると児童相談所においての本児の発言内容等が明らかになり、本人の権利利益を害するおそれがあるので、法第78条第1項第1号に該当するものである。

また、同文書中、主訴が記載された部分の一部、同文書の上から4行目～9行目、状態像が記載された部分の一部、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(サ) 本件文書29について

本件文書29中、状態像が記載された部分の一部については、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求にかかる情報であつて、開示すると児童相談所においての本児の発言内容等が明らかになり、本人の権利利益を害するおそれがあるので、法第78条第1項第1号に該当するものである。

また、同文書中、主訴が記載された部分の一部、同文書の上から3

行目～20行目、状態像が記載された部分の一部、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、状態像が記載された部分の一部については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(シ) 本件文書30について

本件文書30中、主訴が記載された部分の一部、同文書の上から4行目～22行目、状態像が記載された部分の一部、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、状態像が記載された部分の一部については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(ス) 本件文書31について

本件文書31中、主訴が記載された部分の一部、同文書の上から4行目～9行目、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、状態像が記載された部分の一部については、関係機関から得た情報が記載されており、開示することで関係機関との

信頼関係が損なわれるなど事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(セ) 本件文書32について

本件文書32中、主訴が記載された部分の一部、同文書の上から4行目～9行目、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、状態像が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(ソ) 本件文書33について

本件文書33中、主訴が記載された部分の一部、同文書の上から4行目～9行目、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、状態像が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(タ) 本件文書34について

本件文書34中、○○. ○○. ○○ ○○ : ○○の記録の一部、○○. ○○. ○○ ○○ : ○○の記録の一部、○○. ○○. ○○ ○○ : ○○の記録の一部については、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求にかかる情報であって、開示すると児童相談所においての本児の発言内容等が明らかになり、本人の権利利益を害するおそれがあるので、法第78条第1項第1号に該当するものである。

また、同文書中、○○. ○○. ○○ ○○ ○○：○○の記録の一部、○○. ○○. ○○ ○○：○○の記録の一部、○○. ○○. ○○ ○○：○○の記録の一部、○○. ○○. ○○ ○○：○○の記録の一部、○○. ○○. ○○ ○○：○○の記録の一部については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(チ) 本件文書 35 について

本件文書35中、○○. ○○. ○○の記録の一部については、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求にかかる情報であつて、開示すると児童相談所においての本児の発言内容等が明らかになり、本人の権利利益を害するおそれがあるので、法第78条第1項第1号に該当するものである。

また、同文書中、○○. ○○. ○○の記録の一部、○○. ○○. ○○①の記録の一部、○○. ○○. ○○②の記録の一部、○○. ○○. ○○③の記録の一部、○○. ○○. ○○④の記録の一部、○○. ○○. ○○⑤の記録の一部、○○. ○○. ○○⑥の記録の一部、○○. ○○. ○○⑦の記録の一部、○○. ○○. ○○⑧の記録の一部、○○. ○○. ○○⑨の記録の一部、○○. ○○. ○○⑩の記録の一部、○○. ○○. ○○⑪の記録の一部、○○. ○○. ○○⑫の記録の一部、○○. ○○. ○○⑬の記録の一部、○○. ○○. ○○⑭の記録の一部、○○. ○○. ○○⑮の記録の一部、○○. ○○. ○○⑯の記録の一部、○○. ○○. ○○⑰の記録の一部、○○. ○○. ○○⑱の記録の一部、○○. ○○. ○○⑲の記録の一部、○○. ○○. ○○⑳の記録の一部、○○. ○○. ○○㉑の記録の一部、○○. ○○. ○○㉒の記録の一部、○○. ○○. ○○㉓の記録の一部、○○. ○○. ○○㉔の記録の一部、○○. ○○. ○○㉕の記録の一部、○○. ○○. ○○㉖の記録の一部、○○. ○○. ○○㉗の記録の一部、○○. ○○. ○○㉘の記録の一部、○○. ○○. ○○㉙の記録の一部、○○. ○○. ○○㉚の記録の一部、○○. ○○. ○○㉛の記録の一部、○○. ○○. ○○㉜の記録の一部、○○. ○○. ○○㉝の記録の一部、○○. ○○. ○○㉞の記録の一部、○○. ○○. ○○㉟の記録の一部、○○. ○○. ○○㉟の記録の一部については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たるので、法第78条第1項第2号に該当するものである。

また、同文書中、○○. ○○. ○○①の記録の一部、○○. ○○. ○○②の記録の一部については、関係機関の名称や同機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、〇〇. 〇〇. 〇〇の記録の一部、〇〇. 〇〇. 〇

○②の記録の一部、〇〇. 〇〇. 〇〇①の記録の一部、〇〇. 〇〇.
〇〇の記録の一部、〇〇. 〇〇. 〇〇③の記録の一部、〇〇. 〇〇.
〇〇①の記録の一部、〇〇. 〇〇. 〇〇②の記録の一部、〇〇. 〇〇.
〇〇の記録の一部、〇〇. 〇〇. 〇〇②の記録の一部については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「関係機関秘匿を理由とする内容においては、〇〇氏が〇〇にて自ら通告内容を本件請求者に明示し〇〇したのであるから秘匿の意義はない。寧ろ、〇〇の虐待通告や通告に至るまでの記録が事実と異なるため、通告者（相談者）及び〇〇本人、〇〇が疑義を抱き、本件請求に至ったのである。」旨主張する。しかし、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがある。当所は関係機関が自ら通告内容を審査請求人に明示及び明示していたとしてその範囲、内容につき預かり知らぬ以上、当所が非開示箇所を開示する理由にはならない。

また、「保護開始直後に至近距離から許可なく撮影された『〇〇の顔面正面』と『真横』の写真データの開示も要求する。」旨主張することについて、改めて確認したところ、審査請求人が要求する「真横」からの写真データは確認できなかったが、「正面」から撮影した写真データが確認できたため、同部分については、開示決定を行い、開示する。

また、「〇〇年に〇〇職員が〇〇から得た情報の発信元は請求者に他ならず、内容秘匿の妥当性がない。」旨主張するが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書で非開示としており、関係機関から得た情報の情報元が審査請求人だったとしても当方が非開示箇所を開示する理由にはならない。

また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

- ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。
- イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 保有個人情報の特定の妥当性について

- ア 本件決定における個人情報の特定について

実施機関は、本件開示請求の対象となる保有個人情報として、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行ったと認められる。

- イ 児童福祉司意見について

審査請求人は、実施機関に対して、本件児童を本人とする本件開示請求とは別に、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行っているところ、実施機関は、当該開示請求に対する決定では、本件文書以外の行政文書に記録された個人情報も開示請求の対象として特定している。

これらの行政文書について審議会が見分したところ、児童福祉司意見には、本件開示請求の対象となる本件児童の個人情報も記録されていた。

したがって、児童福祉司意見についても、本件開示請求の対象と特定した上で、別途、開示決定等を行うべきである。

- ウ 画像データについて

審査請求人は、審査請求書において、本件決定で開示されていない保有個人情報として本件児童の画像データが存在する旨を主張している。

これに対して実施機関は、弁明書において、本件児童を撮影した画像データを保有している旨を認めている。

したがって、本件児童の画像データについても、本件開示請求の対象と特定した上で、別途、開示決定等を行うべきである。

- エ 経過記録について

(ア) 本件文書34は、子ども、親権者等、関係機関に対する指導その他の経過及び結末を記録した経過記録であると認められる。

(イ) 実施機関は、本件文書34に記載されている情報のうち、本件児童との面接の記録や、関係機関との間で行った本件児童に関するやり取りの部分については、本件開示請求の対象と特定した上で、開示又は不開示の決定を行っているが、その他の部分については、本件開示請求の対象外とする処理をしている。

(ウ) そもそも、ある行政文書に開示請求の対象となる開示請求者の個人情報が記載されている場合において、当該行政文書が開示請求者に関連して作成されたものと解釈できるときは、原則として、当該行政文書全体が開示請求の対象となると解すべきであるところ、当該行政文

書の一部について開示請求の対象外とすることは、開示請求の内容との関連性が全くないと認められるような場合等、開示請求に係る開示請求者の個人情報であるとはいえないことが明らかである部分を対象外とする場合を除いては認められないと解すべきである。すなわち、行政文書の一部を開示請求の対象外と判断することについては、特定の期間に取得等された自己を本人とする保有個人情報に限定した開示請求があった場合や、開示請求の対象となる保有個人情報が記載された行政文書自体が、複数の個人の個人情報を含めた情報を便宜上集合させたにすぎない性質のものである場合や、本来別の行政文書として取り扱われるべき文書等が誤って含まれていた場合等、限定的に解すべきである。

(エ) 以上を踏まえると、本件文書34は専ら本件児童に関する経過を記録することを目的に作成された行政文書であるため、本件決定において開示請求の対象外とされた部分に記載された情報も、本件児童の個人情報であると認められる。

したがって、本件文書34のうち開示請求の対象外とした部分に記録された情報についても、本件開示請求の対象と特定した上で、別途、開示決定等を行うべきである。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 相談受付票の不開示部分について

(ア) 本件文書1は、実施機関が受け付けた相談の内容を記載した相談受付票であると認められる。

実施機関は、本件文書1で不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書1で不開示とされた部分には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 子ども虐待相談・通告受付票の不開示部分について

(ア) 本件文書2は、実施機関が受け付けた相談・通告の内容を記載した子ども虐待相談・通告受付票であると認められる。

実施機関は、本件文書2で不開示とした情報について、法第78条

第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書2で不開示とされた部分の中には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) また、本件文書2で不開示とされた部分には、前記(イ)の情報のほか、本件開示請求に係る事案についての調査手法や実施機関の判断に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、児童相談所の調査手法や判断基準が公になり、適正な業務の遂行が阻害されるなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 初期調査報告票の不開示部分について

(ア) 本件文書3は、実施機関が行った初期調査及び会議の結果を記載した初期調査報告票であると認められる。

実施機関は、本件文書3で不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書3で不開示とされた部分の中には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) また、本件文書3で不開示とされた部分には、前記(イ)の情報のほか、本件開示請求に係る事案についての担当者による評価や会議の結果に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要

な記載がされなくなり、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

エ 児童記録票の不開示部分について

(ア) 本件文書4から9までは、子どもの援助方針の決定に必要な情報を記載した児童記録票であると認められる。

実施機関は、本件文書4から9まで不開示とした情報のうち後記

(ウ) に係るものを除く情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書4から9まで不開示とされた部分（後記（ウ）に係る部分を除く。）には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件文書9の「通告送致」欄については、本件の保有個人情報開示決定通知書及び実施機関が作成した弁明書において、不開示部分及び不開示理由の記載はないが、審査請求人に交付された文書においては、黒塗り処理が施されており、審査請求人に対して開示がなされていないものと認められる。

そこで、当該情報について、審議会の職権により、法第78条第1項該当性について検討することとし、見分したところ、当該部分には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

オ ジェノグラムの不開示部分について

(ア) 本件文書10は、本件児童の家族員の関係図を記載したジェノグラムであると認められる。

実施機関は、本件文書10で不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書10は6枚のジェノグラムであるが、6枚目にのみ不開示部分があり、当該部分には、家族員の関係とは異なる情報が記載されている。実施機関は、当該情報について、関係機関から得た情報であるとしている。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

カ リスクアセスメントシートの不開示部分について

(ア) 本件文書11から15までは、実施機関が本件児童の家庭における虐待のリスクを評価したリスクアセスメントシートであると認められる。

実施機関は、本件文書11から15までで不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書11から15までで不開示とされた部分には、リスクを判断するために記載された項目ごとに、該当するか否か等をチェックするための欄が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、判断の適否をめぐって疑義が提出されるなど、混乱が生じ、また、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

キ 緊急度アセスメントシートの不開示部分について

(ア) 本件文書16から21までは、実施機関が本件児童の一時保護の必要性を判定した緊急度アセスメントシートであると認められる。

実施機関は、本件文書16から21までで不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書16から21までで不開示とされた部分には、一時保護の必要性を判断するために記載された事項のうちどの事項に該当するかチェックするための欄や「YES」又は「NO」を選択する部分が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、判断の適否をめぐって疑義が提出されるな

ど、混乱が生じ、また、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ケ 家族関係支援のためのアセスメントの不開示部分について

- (ア) 本件文書22は、本件児童の家庭復帰について判定したアセスメントシートであると認められる。

実施機関は、本件文書22で不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書22で不開示とされた部分の中には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (ウ) また、本件文書22で不開示とされた部分には、前記(イ)の情報のほか、家庭復帰について判断するために記載された項目ごとに該当の度合いを選択するための欄等が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、判断の適否をめぐって疑義が提出されるなど、混乱が生じ、また、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ケ 援助方針会議録の不開示部分について

- (ア) 本件文書23から27までは、本件児童の援助方針を決定するための会議の結果を記載した援助方針会議録であると認められる。

実施機関は、本件文書23から27までで不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書23から27までで不開示とされた部分には、本件開示請求に係る事案につき、実施機関が行った評価、判断等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

コ 心理診断票の不開示部分について

(ア) 本件文書28から33までは、児童心理司が援助方針を決定する会議を行うために必要な情報をまとめた心理診断票であると認められる。

実施機関は、本件文書28から33まで不開示とした情報について、法第78条第1項第1号又は第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書28及び29で不開示とされた部分の中には、本件児童の発言内容に係る情報が記載されていると認められる。

本件開示請求は未成年者の法定代理人が本人に代わって行った開示請求であるところ、当該発言内容の一部は、これを本件児童以外の者に開示すると、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) また、本件文書28から33まで不開示とされた部分の中には、児童心理司が本件児童を診断した評価等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(エ) さらに、本件文書29から33まで不開示とされた部分には、前記(イ)及び(ウ)の情報のほか、実施機関が関係機関等から得た情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

サ 経過記録の不開示部分について

- (ア) 本件文書34は、子ども、親権者等、関係機関に対する指導その他の経過及び結末を記録した経過記録であると認められる。

実施機関は、本件文書34で不開示とした情報について、法第78条第1項第1号又は第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書34で不開示とされた部分の中には、本件児童の発言内容に係る情報が記載されていると認められる。

本件開示請求は未成年者の法定代理人が本人に代わって行った開示請求であるところ、当該発言内容の一部は、これを本件児童以外の者に開示すると、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (ウ) また、本件文書34で不開示とされた部分の中には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (エ) さらに、本件文書34で不開示とされた部分には、前記(イ)及び(ウ)の情報のほか、本件開示請求に係る事案につき職員が行った評価等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

シ 行動記録の不開示部分について

- (ア) 本件文書35は、本件児童の一時保護所内での行動・様子を記録した行動記録であると認められる。

実施機関は、本件文書35で不開示とした情報について、法第78

条第1項第1号、第2号又は第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書35で不開示とされた部分の中には、本件児童の発言内容に係る情報が記載されていると認められる。

本件開示請求は未成年者の法定代理人が本人に代わって行った開示請求であるところ、当該発言内容の一部は、これを本件児童以外の者に開示すると、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) また、本件文書35で不開示とされた部分の中には、本件児童以外の個人に関する情報であって、本件児童以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、法第78条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、同号の不開示情報に該当し、不開示が相当である。

よって、当該情報を法第78条第1項第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(エ) また、本件文書35で不開示とされた部分の中には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(オ) さらに、本件文書35で不開示とされた部分には、前記(イ)、(ウ)及び(エ)の情報のほか、本件開示請求に係る事案につき職員が行った評価等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

前記5（3）エ（ウ）のとおり、本件決定においては、児童記録票の「通告送致」欄の記載について、審査請求人に交付した本件文書9の写しにおいて黒塗りされているにもかかわらず、保有個人情報開示決定通知書に不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。さらに、実施機関が作成した弁明書においても、当該情報に係る不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。

開示請求に係る保有個人情報を開示しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは開示請求の内容を変更して再度開示請求を行うなどの対応を探る場合にその便宜を図るものもあると解される。

このような趣旨からすれば、不開示とした部分の一部についてであっても、決定通知書において不開示部分及び不開示理由の記載をしないことは、開示請求者の権利を損なうものである。

今後、実施機関においては、保有個人情報開示請求に対する決定を行うに当たり、適正な事務の執行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	処理 内 容
令和6年 1月30日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和7年 9月25日	審議（令和7年度第5回第2部会）
令和7年10月23日	審議（令和7年度第6回第2部会）
令和7年11月20日	審議（令和7年度第7回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

別表

番号	行政文書の件名	審議会による名称
1	相談受付票	本件文書 1
2	子ども虐待相談・通告受付票	本件文書 2
3	初期調査報告票	本件文書 3
4	児童記録票（○○年○○月○○日）	本件文書 4
5	児童記録票（○○年○○月○○日）	本件文書 5
6	児童記録票（○○年○○月○○日）	本件文書 6
7	児童記録票（○○年○○月○○日）	本件文書 7
8	児童記録票（○○年○○月○○日）	本件文書 8
9	児童記録票（○○年○○月○○日）	本件文書 9
10	ジェノグラム	本件文書 10
11	リスクアセスメントシート（初回）	本件文書 11
12	リスクアセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 12
13	リスクアセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 13
14	リスクアセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 14
15	リスクアセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 15
16	緊急度アセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 16
17	緊急度アセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 17
18	緊急度アセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 18
19	緊急度アセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 19
20	緊急度アセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 20
21	緊急度アセスメントシート（○○年○○月○○日）	本件文書 21
22	家族関係支援のためのアセスメント	本件文書 22
23	援助方針会議録（○○年○○月○○日）	本件文書 23
24	援助方針会議録（○○年○○月○○日）	本件文書 24
25	援助方針会議録（○○年○○月○○日）	本件文書 25
26	援助方針会議録（○○年○○月○○日）	本件文書 26
27	援助方針会議録（○○年○○月○○日）	本件文書 27

2 8	心理診斷票（○○年○○月○○日）	本件文書2 8
2 9	心理診斷票（○○年○○月○○日）	本件文書2 9
3 0	心理診斷票（○○年○○月○○日）	本件文書3 0
3 1	心理診斷票（○○年○○月○○日）	本件文書3 1
3 2	心理診斷票（○○年○○月○○日）	本件文書3 2
3 3	心理診斷票（○○年○○月○○日）	本件文書3 3
3 4	経過記録	本件文書3 4
3 5	行動記録	本件文書3 5
3 6	面接時作成資料	本件文書3 6